

カザフスタン当局に対する携帯電話端末の IMEI (※) 登録について
※International Mobile Equipment Identity (国際移動体装置識別番号)。各端末に割り振られた
15桁の識別番号。

2025年11月17日

2025年3月24日以降に初めて国外からカザフスタンに持ち込まれた携帯電話端末について、カザフスタンのSIMを利用する場合は、30日以内に eGov モバイルアプリ又は専用ポータルサイト (<https://kz-imei.kz>) において IMEI を登録する必要があります。対象となる携帯電話端末には、登録を促すSMSが送信されることがあります。

期間内に登録がなされない場合、カザフスタン国内におけるモバイルサービスへのアクセスが制限されるとされています。

【IMEI 登録制度に関する問合せ先：専用ポータルサイト記載の「ヘルプデスク】

- ・電子メール：help@kz-imei.kz
- ・電話：+7(7172) 760-690 (8:00~19:00。携帯電話から 29 テンゲ/分)

【IMEI 登録に先立って取得する必要があるとされている書類等】

- ① IIN (Individual identification number)
- ② デジタル署名
- ③ カザフスタンの国境通過証明書

※現時点、①IIN 及び②デジタル署名は公共サービスセンター（ЦОН）で、③国境通過証明書は e0tinish ポータル (<https://eotinish.kz>) で取得することとされています。

【旅行者の方へ（特にカザフスタンを複数回訪問される方）】

IMEI 登録制度の対象となる携帯電話端末（2025年3月24日以降に初めて国外からカザフスタンに持ち込まれたもの）の通信が制限されるまでの期間について、2025年11月7日に大使館から上記ヘルプデスクに確認したところ、

カザフスタン入国から30日で通信が制限される（出国してもリセットされない）との回答が得られました。

旅行者の方は居住者ではないため IIN 等が取得できず、従って IMEI 登録を行うことができません。本登録制度に基づいて携帯電話端末の通信が制限された場合、制限対象でない別の携帯電話端末（現地で購入したもの等）が必要となりますので、カザフスタンの SIM を御利用になる場合は御注意ください。

※ヘルプデスクによれば、カザフスタンの SIM を使用しない場合（ローミングサービスを利用する場合など）は、本登録制度の対象外とのことです（2025年11月7日、大使館からヘルプデスクに確認）。

今後の見直し等により本登録制度、対象となる携帯電話端末、登録のための必要書類等やそれらの取得方法等が変更となる可能性も考えられます。個別の状況に即した対応を含め、最新の情報はヘルプデスクへの照会等により御確認いただくことをお勧めします。個別の手続等について当館にお問い合わせいただいても、調査・回答はできかねます。